区外から天王寺区へ
引越しされた皆さまへ

大阪市天王寺区
Tennoji Ward Office

転入届のほかに必要と思われる主な手続きをご案内します。
詳しくは、各担当窓口でお問い合わせください。
※転入届は、新しい住所地に引越してから 14 日以内に届出をしてください。

項目	区役所での手続き	担当窓口
印鑑登録	【市内から転入した方】 ・市内で印鑑登録をしている場合は、継続して利用できます。 【市外から転入した方】 ・新たに登録申請してください。	窓口サービス課 （住民登録・総合受付） 1 階 2 番窓口 ☎6774-9963
マイナンバーカード（個人番号カード）及び**電子証明書**をお持ちの方へ	【マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方】 ・住所変更の手続きをしてください。 【電子証明書をお持ちの方】 ・新たに申請してください。	
小・中学校に通うお子さまがいる方（**転校手続き**）	・就学通知書を発行しますので、通学していた学校の在学証明書を提示してください。 ※通学する学校に就学通知書と通学していた学校の在学証明書などの書類を提出してください。	市民協働課 （教育文化） 3 階 33 番窓口 ☎6774-9743
国民健康保険に加入している方	・転入届提出後、約 1 週間程度で国民健康保険「資格確認書」（簡易書留）または「資格情報のお知らせ」（普通郵便）を送付します。 【国民健康保険加入世帯へ転入する場合のみ】 ・国民健康保険「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を即日、交付します。 〔必要な物〕転入する世帯の世帯主の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、資格確認書等）	窓口サービス課 （保険年金） 1 階 4 番窓口 ☎6774-9956
後期高齢者医療制度に加入している方	【府外から転入した方のみ】 ・前の住所地で発行された負担区分証明書を提出してください。	
こども医療証等、各種医療助成証をお持ちの方	【市内から転入した方】 ・住所変更の手続きをしてください。 【市外から転入した方】 ・新たに交付申請してください。 〔必要な物〕 ・対象者の保険資格情報がわかるもの（マイナ保険証等） ・マイナンバーがわかるもの（※なお、こども医療証・ひとり親医療証は、保護者のマイナンバー、重度障がい者医療証は、対象者のマイナンバーが必要となります）	保健福祉課 （福祉サービス） 2 階 22 番窓口 ☎6774-9857
児童手当を受給している方	【市外から転入した方】・新たに受給申請をしてください。 〔必要な物〕・請求者の保険資格情報がわかるもの（健康保険の種類により、年金加入証明書が必要な場合あり） ・振込口座のわかるもの ・請求者及び配偶者のマイナンバーを確認できるもの ・請求者本人を確認できるもの（代理人が申請される場合は、委任状と代理人の本人確認が必要になります。） ※原則として、申請した月の翌月分から支給されます。 【市内から転入した方】・住所変更の手続きをしてください。	

R8/4/1 現在

天王寺区役所・天王寺区保健福祉センター
〒543-8501　大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号
☎ 06-6774-9986（代表）FAX 06-6772-4904

項目	区役所での手続き	担当窓口
児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当を受給している方	【市内から転入した方】 ・住所変更の手続きをしてください。 【市外から転入した方】 ・新たに受給申請をしてください。	保健福祉課 （福祉サービス） 2 階 22 番窓口 ☎6774-9857
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。 〔必要な物〕各種手帳 ・他に利用している福祉サービス等があれば、同時に住所変更の手続きをしてください。	
敬老優待乗車証 （70 歳以上で交通機関の無料乗車証をお持ちでない方）	【市外から転入した方】 ・申請書を 2 階 22 番窓口で交付します。 〔必要な物〕本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、 写真（縦 45㎜×横 35㎜、白黒写真は不可） ※代理の方は申請できません。 ※交通機関（Osaka Metro、大阪シティバス株式会社）	
介護用品の給付券を お持ちの方	【市内から転入した方】 ・交付している未使用の給付券を返却してください。 【市外から転入した方】 ・新たに申請してください。	
緊急通報システムの機器を利用されている方	【市内から転入した方のみ】 ・住所変更の手続きをしてください。	
小学校就学前のお子さんがいる方	・母子健康手帳、予防接種手帳の住所変更の手続きをしてください。 〔必要な物〕母子健康手帳	保健福祉課 （健康推進） 2 階 25 番窓口 ☎6774-9882
妊娠中の方	・母子健康手帳、予防接種手帳の住所変更の手続きをしてください。 〔必要な物〕母子健康手帳、妊婦健康診査受診手帳	
特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、公害医療手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。 〔必要な物〕各受給者証、医療手帳	
介護保険の被保険者証をお持ちの方	・転入届提出後、約 1 週間程度で介護保険の被保険者証を送付します。 【市外からの転入で介護認定を受けている方】 ・転入前の要介護状態区分を引き継ぐことができますので、申請してください。	保健福祉課 （介護保険） 2 階 21 番窓口 ☎6774-9859
犬を飼っている方	・飼い犬の所在地変更手続きをしてください。 ・大阪市外から転入した方は、前住所地での犬の鑑札を持参してください。 ・マイクロチップを装着し、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」というサイトで登録している場合は、当サイト所在地変更の手続きをしてください。	保健福祉課 （健康推進） 2 階 25 番窓口 ☎6774-9973
◎　区役所以外での手続き		
年金を受給している方	・年金事務所でマイナンバーが登録されている方は、原則届出不要です。年金事務所にご確認ください。 日本年金機構　天王寺年金事務所　☎06-6772-7531	
水道の開栓	水道局お客さまセンター　☎06-6458-1132	
ごみの収集等	粗大ごみ収集受付センター　☎0120-79-0053（無料） （携帯電話からは、☎06-6530-1530） 中部環境事業センター（東住吉区杭全 1-6-28）　☎06-6714-6411	

R8/4/1 現在

天王寺区役所・天王寺区保健福祉センター
〒543-8501　大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号
☎ 06-6774-9986（代表）FAX 06-6772-4904